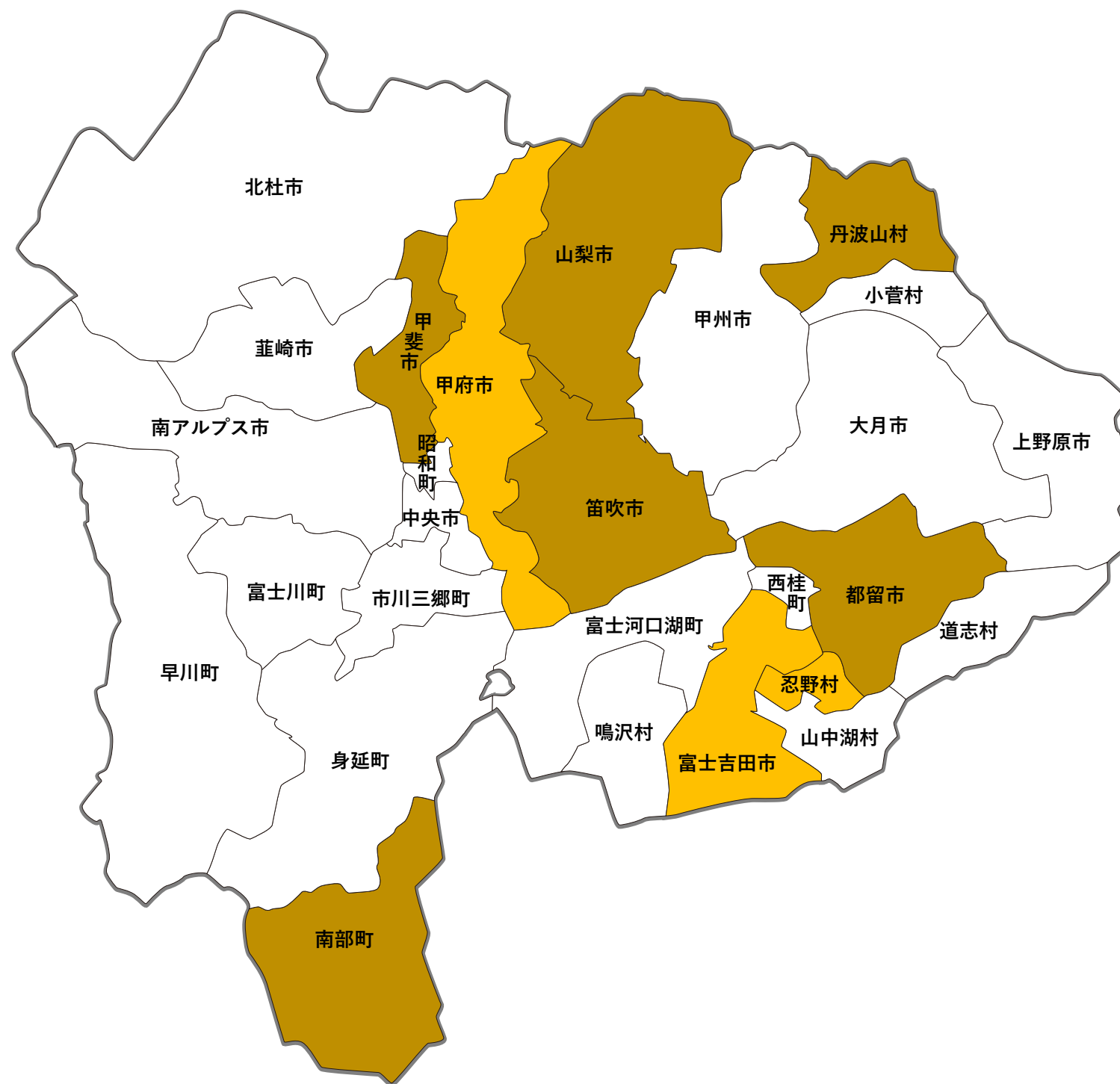
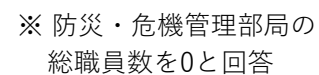


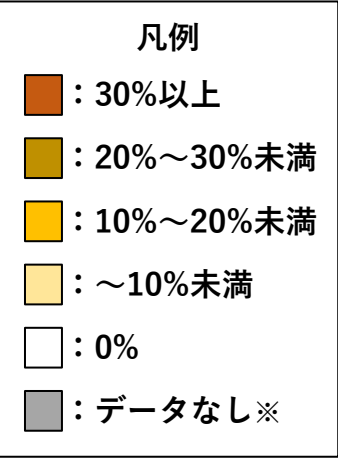


市区町村上位5位ランキング (女性人数/総数)

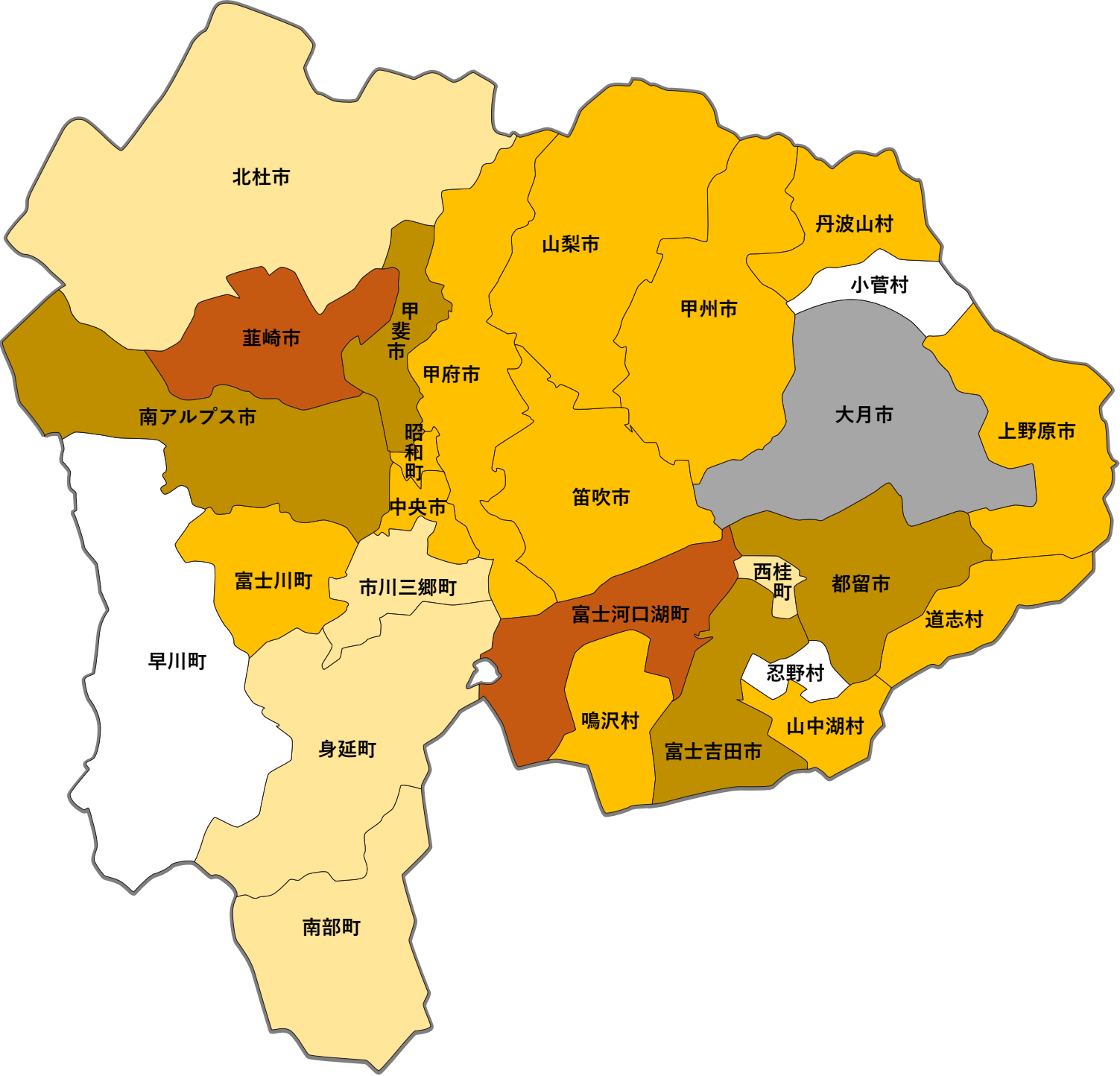
③人口3万人未満の市区町村		
都留市	25.0%	(1人/4人)
丹波山村	25.0%	(1人/4人)
南部町	20.0%	(1人/5人)
忍野村	12.5%	(1人/8人)

(備考)

- ・内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和6年）調査票（市区町村編）Q2の回答より作成
- ・原則として**2024年12月31日**時点
- ・女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの
- ・小数点第2位が同率の場合は建制順とした
- ・データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある



※ 地方防災会議を設置していないと回答

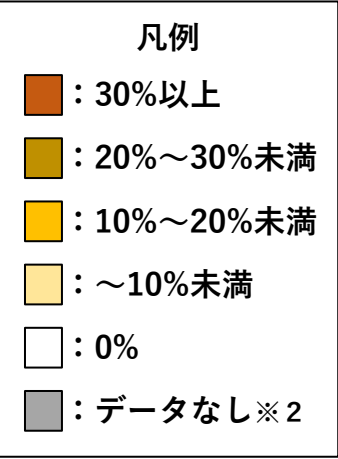


市区町村上位 5 位ランキング（女性人数/総数）

①人口10万人以上の市区町村		
甲府市	12.2%	(5人/41人)
②人口10万人未満～3万人以上の市区町村		
南アルプス市	29.4%	(5人/17人)
甲斐市	23.1%	(6人/26人)
富士吉田市	21.7%	(5人/23人)
山梨市	14.8%	(8人/54人)
笛吹市	11.1%	(3人/27人)
③人口 3 万人未満の市区町村		
富士河口湖町	35.1%	(13人/37人)
韮崎市	30.8%	(8人/26人)
都留市	26.3%	(5人/19人)
富士川町	16.0%	(4人/25人)
昭和町	15.6%	(5人/32人)

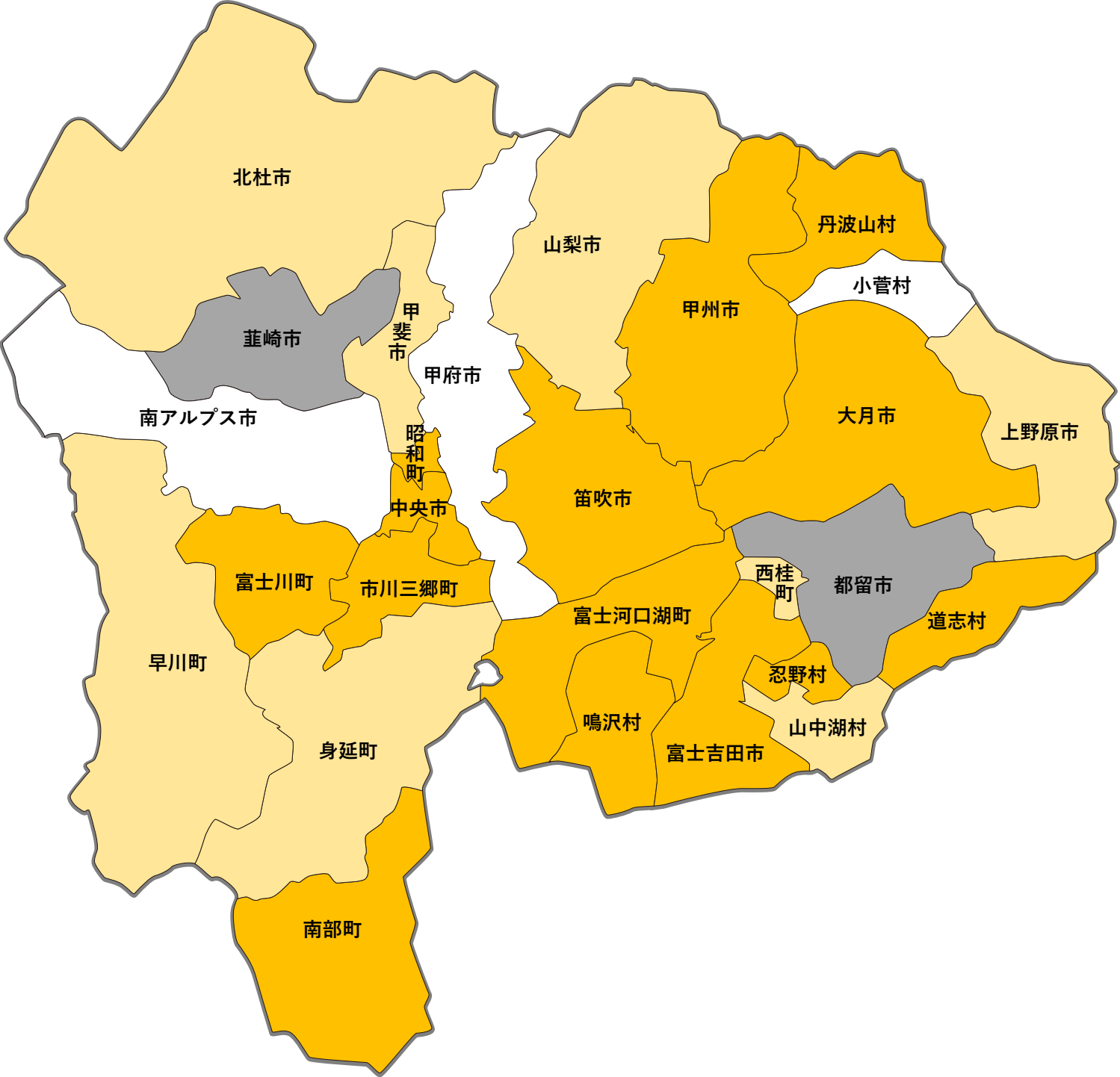
（備考）

- 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和 6 年）調査票（市区町村編）Q11の回答より作成
- 原則として2024年12月31日時点
- 女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの
- 小数点第2位が同率の場合は建制順とした
- データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある



※2 地域防災計画に記載なしと回答

※1 災害対応時の最高意思決定機関である「本部会議」に出席する意思決定層（本部員）の人数のうちの女性職員の割合



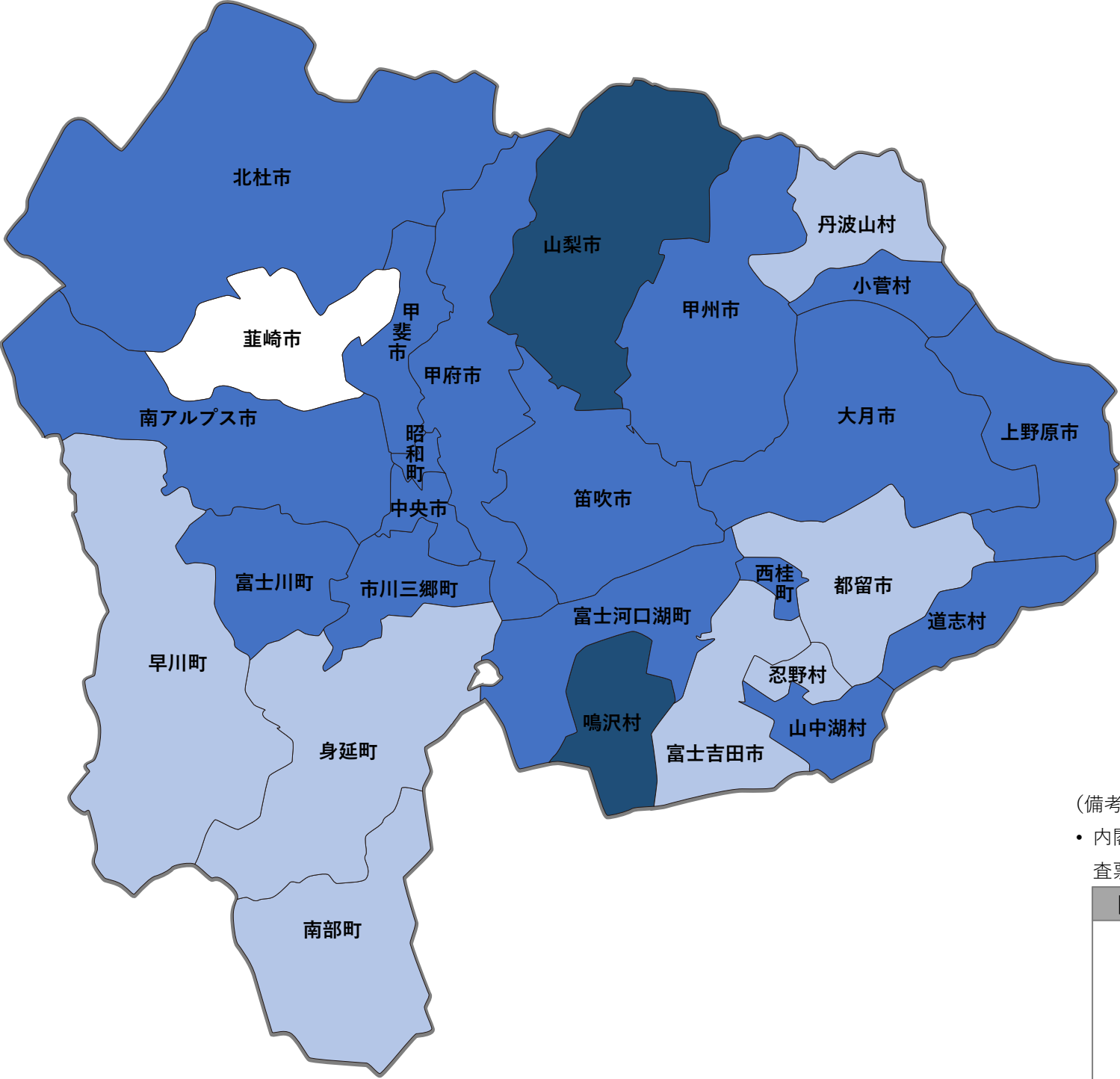
市区町村上位5位ランキング（女性人数/総数）

①人口10万人以上の市区町村		
②人口10万人未満～3万人以上の市区町村		
中央市	15.4%	(2人/13人)
富士吉田市	11.8%	(2人/17人)
笛吹市	11.8%	(2人/17人)
山梨市	6.1%	(2人/33人)
北杜市	5.9%	(1人/17人)
③人口3万人未満の市区町村		
昭和町	19.0%	(4人/21人)
富士川町	18.2%	(4人/22人)
鳴沢村	15.4%	(2人/13人)
忍野村	14.3%	(3人/21人)
富士河口湖町	14.3%	(3人/21人)

- （備考）
- 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和6年）調査票（市区町村編）Q37の回答より作成
 - 原則として2024年12月31日時点
 - 女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの
 - 小数点第2位が同率の場合は建制順とした
 - データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある



※ 避難所運営に関する
マニュアル等を作成して
いないと回答



(備考)

- 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和 6 年）調査票（市区町村編）Q19の回答より、以下の項目に該当した個数を集計

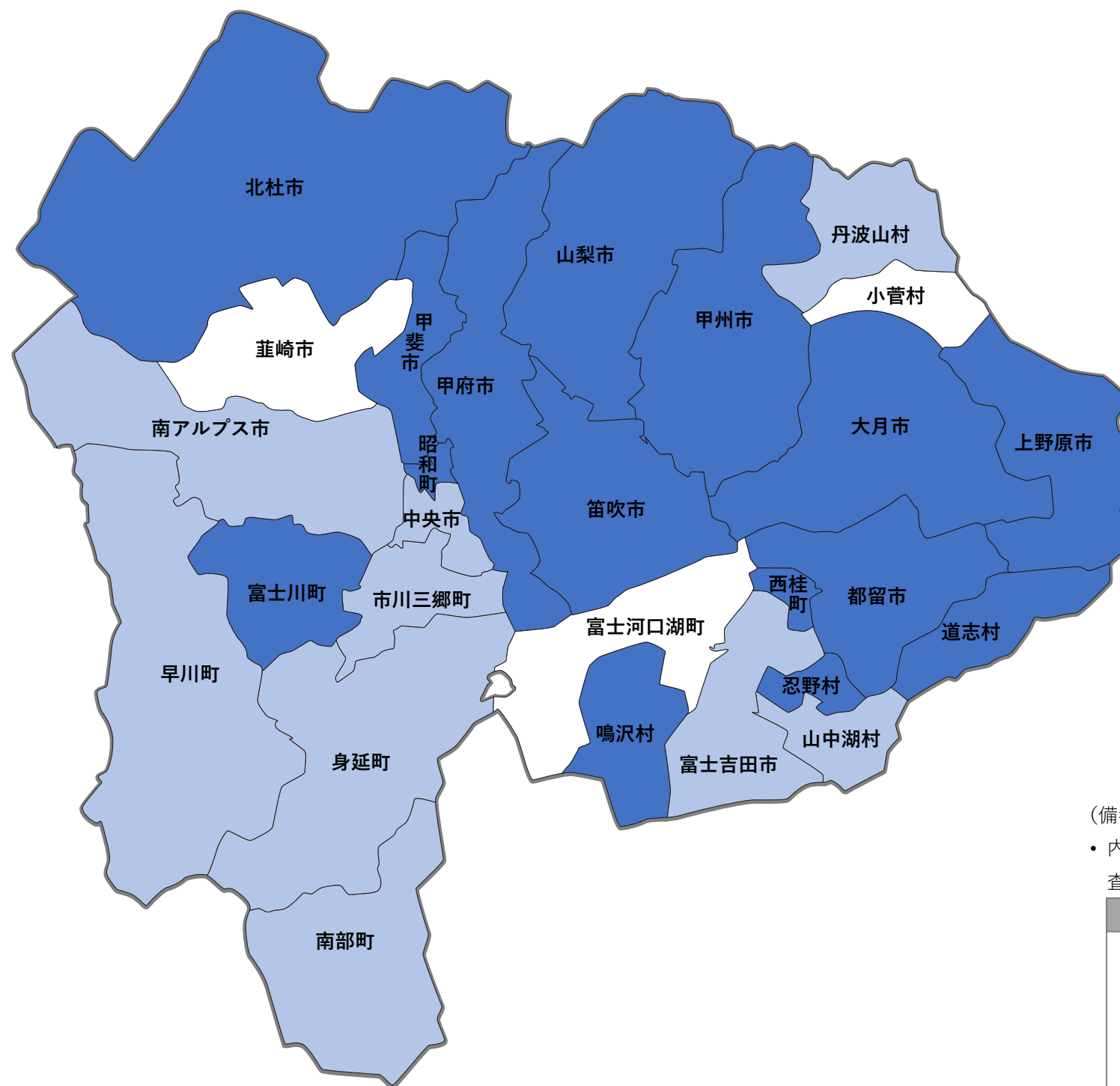
【記載項目】
・プライバシーの確保
・情報の伝達、コミュニケーションの確保
・妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援
・避難所内での託児所の設置
・病人、障害者、高齢者などの世話をしている方への支援 （ケア者への支援）
・性暴力・DV防止のための安全対策
・避難所運営への女性の参画の推進
・避難所を拠点とした在宅避難所・車中泊者などへの支援
・その他（女性用物資の配布方法、女性相談員の配置等）

- 原則として2024年12月31日時点
- データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある

凡例

- ：項目数 7個以上
- ：項目数 4～6個
- ：項目数 1～3個
- ：項目数 0個
- ：データなし※

※ 避難所運営に関する
マニュアル等を作成して
いないと回答



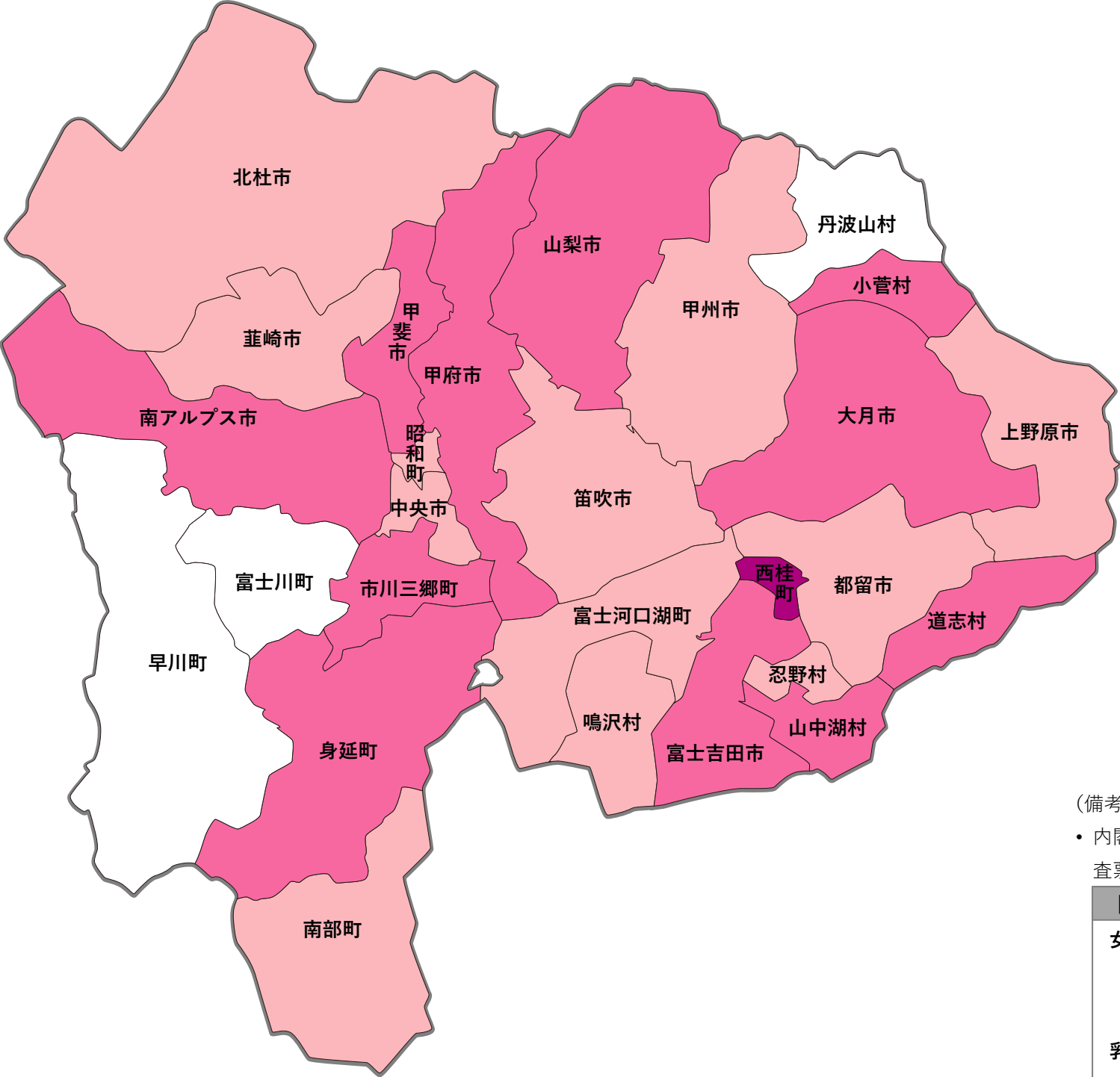
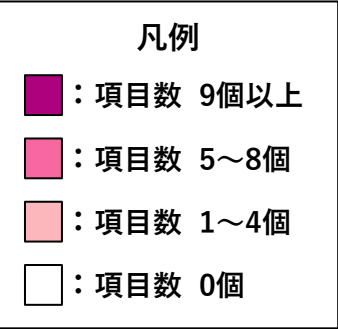
（備考）

- 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和6年）調査票（市区町村編）Q21の回答より、以下の項目に該当した個数を集計

【記載項目】

- ・更衣室
- ・授乳室
- ・おむつ替えスペース（大人用、こども用）
- ・トイレ（男女別、多目的）
- ・間仕切り（感染症予防の観点のみからの設置は含まない）
- ・男女別洗濯物干し場
- ・簡易調理施設（調乳や離乳食・介護食の調理等のため）
- ・その他

- 原則として2024年12月31日時点
- データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある



(備考)

- 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」(令和6年)調査票(市区町村編) Q23、24の回答より、以下の項目に該当した個数を集計

【備品項目】	
女性用品	・生理用ナプキン(普通、長時間向け等) ・おりものシート ・防犯ブザー/ホイッスル ・女性用下着(各種サイズ)
乳幼児用品	・粉ミルク(アレルギー用含む) ・液体ミルク ・哺乳瓶・人工乳首・コップ(授乳用に使い捨て紙コップ可) ・消毒剤・洗剤・洗浄用ブラシ等の器具 ・湯沸かし器具・煮沸用鍋(食用と別) ・離乳食(アレルギー対応食を含む) ・乳幼児用紙おむつ(各種サイズ、女児用、男児用) ・おしりふき

- 原則として2024年12月31日時点
- データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある

凡例	1、2の「○」の数の合計 ※避難所運営に関するマニュアル等を作成していないと回答					3の「○」の数の合計			
	■: 「○」が付いている項目	■: 7個以上	■: 4〜6個	■: 1〜3個	□: 0個	■: データなし※	■: 9個以上	■: 5〜8個	■: 1〜4個

地方公共 団体コード	市区町村	1. 避難所運営に関するマニュアル等への記載状況										2. 避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した設備 の設置の記載状況								3. 備蓄内容												「○」の数の合計			
		プ ラ イ バ シ ー の 確 保	情 報 の 伝 達 、 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン の 確 保	妊 産 婦 、 乳 幼 児 を 持 つ 女 性 へ の 支 援	避 難 所 内 で の 託 児 所 の 設 置	病 人 、 障 害 者 、 高 齢 者 な ど の 世 話 を し て い る 方 へ の 支 援 （ ケ ア 者 へ の 支 援 ）	性 暴 力 ・ D V 防 止 の た め の 安 全 対 策	避 難 所 運 営 へ の 女 性 の 参 画 の 推 進	避 難 所 を 拠 点 と し た 在 宅 避 難 所 ・ 車 中 泊 者 な ど へ の 支 援	そ の 他	更 衣 室	授 乳 室	お む つ 替 え ス ペ ー ス （ 大 人 用 、 こ ど も 用 ）	ト イ レ （ 男 女 別 、 多 目 的 ）	間 仕 切 り （ 感 染 症 予 防 の 観 点 の み か ら の 設 置 は 含 ま な い ）	男 女 別 洗 濯 物 干 し 場	簡 易 調 理 施 設 （ 調 乳 や 離 乳 食 、 介 護 食 の 調 理 等 の た め ）	そ の 他	女性用品の備蓄状況				乳幼児用の備蓄状況										1 避 難 所 運 営 に 関 す る マ ニ ュ ア ル 等 へ の 記 載 状 況	2 避 難 所 運 営 に 関 す る マ ニ ュ ア ル 等 へ の 男 女 共 同 参 画 の 視 点 を 考 慮 し た 設 備 の 設 置 の 記 載 状 況	3 備 蓄 内 容
																			生 理 用 ナ プ キ ン （ 普 通 、 長 時 間 向 け 等 ）	お り も の シ ー ト	防 犯 ブ ザー ／ ホ イ ッ ス ル	女 性 用 下 着 （ 各 種 サ イ ズ ）	粉 ミ ル ク	液 体 ミ ル ク	哺 乳 瓶 ・ 人 工 乳 首 ・ コ ッ プ （ 授 乳 用 に 使 い 捨 て 紙 コ ッ プ 可 ）	消 毒 剤 ・ 洗 剤 ・ 洗 浄 用 ブ ラ シ 等 の 器 具	湯 沸 か し 器 具 ・ 煮 沸 用 鍋 （ 食 用 と 別 ）	離 乳 食 （ ア レ ル ギ ー 対 応 食 を 含 む ）	乳 幼 児 用 紙 お む つ （ 各 種 サ イ ズ 、 女 児 用 男 児 用 ）	お し り ふ き					
Q19-3	Q19-4	Q19-5	Q19-6	Q19-7	Q19-8	Q19-9	Q19-10	Q19-11	Q21-3	Q21-4	Q21-5	Q21-6	Q21-7	Q21-8	Q21-9	Q21-10	Q23-1	Q23-2	Q23-4	Q23-5	Q24-1	Q24-2	Q24-6	Q24-7	Q24-8	Q24-9	Q24-11	Q24-12							
19201	甲府市	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	6	5	6				
19202	富士吉田市	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	-	2	3	7				
19204	都留市	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	3	5	3				
19205	山梨市	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	7	4	6				
19206	大月市	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	4	4	8				
19207	韭崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	0	0	2				
19208	南アルプス市	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	4	2	6				
19209	北杜市	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	5	6	4				
19210	甲斐市	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	5	4	7				
19211	笛吹市	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	6	5	4				
19212	上野原市	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1				
19213	甲州市	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	4	4	4				
19214	中央市	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	6	3	3				
19346	市川三郷町	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	6	2	8				
19364	早川町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0				
19365	身延町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	○	1	2	5				
19366	南部町	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	2	2	3				
19368	富士川町	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	0				
19384	昭和町	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	5	4	4				
19422	道志村	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	4	4	6				
19423	西桂町	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	4	5	9				
19424	忍野村	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	3	6	4				
19425	山中湖村	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	4	3	5				
19429	鳴沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	8	5	4				
19430	富士河口湖町	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	1				
19442	小菅村	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	6	0	5				
19443	丹波山村	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0				